

加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社 への分割の認可に関する審査の結果の案の取りまとめ

令和5年2月15日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・科学的・技術的意見の募集は行わないとする原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめについて

令和5年1月10日に三菱原子燃料株式会社及びMHI原子燃料株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第18条第1項の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の加工の事業をMHI原子燃料株式会社へ承継することに伴う分割認可申請書が提出された。また、令和5年2月3日に同申請の補正書が提出された。

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第18条第2項において準用する、同法第14条第1号、第2号及び第4号並びに同法第15条のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

4. 科学的・技術的意見の募集

本件については、科学的・技術的な論点がないことから、審査の結果に対する科学的・技術的意見の募集を行わないことについて了承いただきたい。

5. 今後の予定

経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第18条第1項

に基づく当該分割認可申請に対する認可処分の可否について判断をいただきたい。

なお、原子炉等規制法に基づき核燃料物質の使用の許可等を受けている三菱原子燃料株式会社の分割に係る申請については、文書管理要領別表第3（1）に基づく専決処理にて処分する。

<別紙、参考>

別紙1 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する認可の基準への適合について（案）

別紙2 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割の認可に関する意見の聴取について（案）

参考1 参照条文

参考2 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の概要

**加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への
分割に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律に規定する認可の基準への適合について（案）**

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

1. 審査結果

原子力規制委員会は、三菱原子燃料株式会社及びMHI原子燃料株式会社から提出のあった、三菱原子燃料株式会社とMHI原子燃料株式会社との分割認可申請書（令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号をもって申請、令和5年2月3日付け三原燃第22-0584号をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第18条第2項において準用する同法第14条第1号、第2号及び第4号並びに同法第15条に掲げる基準に適合しているものと認める。

2. 申請の内容

加工事業者である三菱原子燃料株式会社は、令和5年3月15日付けで同社の事業のうち、加工の事業を分割し、MHI原子燃料株式会社に承継させることを予定している。

本申請は、三菱原子燃料株式会社の加工の事業の全部をMHI原子燃料株式会社に承継し、引き続き、MHI原子燃料株式会社（以下「承継者」という。）が加工の事業を遂行することを申請するものである。

3. 審査の内容

(1) 法第18条第2項において準用する同法第14条第1号への適合性

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足る技術的能力（以下「技術的能力」という。）について、承継者は平成29年11月1日に許可した三菱原子燃料株式会社の核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「既許可」という。）に記載した組織、体制、教育・訓練等に係る方針を維持するとともに、三菱原子燃料株式会社において加工の事業等に係る経験を有する技術者及び有資格者が引き続き業務を実施するとしており、承継者には技術的能力があると認められる。

(2) 法第18条第2項において準用する同法第14条第2号への適合性

加工の事業を的確に遂行するに足る経理的基礎について、承継者は三菱重工業株式会社の完全子会社であり、毎事業年度の予定加工規模及び加工に要する核燃料物質の取得計画から資金調達が可能としているため、承継者には加工の事業を的確に遂行するに足る経理的基礎があると認められる。

(3) 法第18条第2項において準用する同法第14条第4号への適合性

法第13条第2項第7号の体制（加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制）の整備に関する事項について、承継者は既許可等（法の一部改正に伴う「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出」（令和2年5月29日付け三原燃第20-0122号）を含む。）から変更がないとしており、承継者の法第13条第2項第7号の体制は原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

(4) 法第18条第2項において準用する同法第15条への適合性

法第15条の規定について、承継者は許可の欠格条項に該当していないと認められる。

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社
への分割の認可に関する意見の聴取について

上記の件について、令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号(令和5年2月3日付け三原燃第22-0584号をもって一部補正)をもって、三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 大和矢 秀成及びMH I 原子燃料株式会社 代表取締役社長 大和矢 秀成から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第18条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があった。

審査の結果、別紙のとおり同法第18条第2項において準用する同法第14条第1号、第2号及び第4号並びに同法第15条のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第2項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する認可の基準への適合について

令和5年1月10日付け三原燃第22-0521号(令和5年2月3日付け三原燃第22-0584号をもって一部補正)をもって、三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 大和矢 秀成及びMH I 原子燃料株式会社 代表取締役社長 大和矢 秀成から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき提出された三菱原子燃料株式会社とMH I 原子燃料株式会社との分割認可申請書に対する同法第18条第2項において準用する同法第14条第1号、第2号及び第4号並びに同法第15条に規定する基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第18条第2項において準用する同法第14条第1号への適合性

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力(以下「技術的能力」という。)について、MH I 原子燃料株式会社(以下「承継者」という。)は平成29年11月1日に許可した三菱原子燃料株式会社の核燃料物質加工事業変更許可申請書(以下「既許可」という。)に記載した組織、体制、教育・訓練に係る方針を維持するとともに、三菱原子燃料株式会社において加工の事業等に係る経験を有する技術者及び有資格者が引き続き業務を実施するとしており、承継者には技術的能力があると認められる。

2. 法第18条第2項において準用する同法第14条第2号への適合性

加工の事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎について、承継者は三菱重工業株式会社の完全子会社であり、毎事業年度の予定加工規模及び加工に要する核燃料物質の取得計画から資金調達が可能としているため、承継者には加工の事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。

3. 法第18条第2項において準用する同法第14条第4号への適合性

法第13条第2項第7号の体制(加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制)の整備に関する事項について、承継者は既許可等(法の一部改正に伴う「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出」(令和2年5月29日付け三原燃第20-0122号)を含む。)から変更がないとしており、承継者の法第13条第2項第7号の体制は原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

4. 法第18条第2項において準用する同法第15条への適合性

法第15条の規定について、承継者は許可の欠格条項に該当していないと認められる。

【参照条文】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
（昭和32年法律第166号）

（合併及び分割）

第十八条 加工事業者である法人の合併の場合（加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る加工の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により加工の事業の全部を承継した法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一号、第二号及び第四号並びに第十五条の規定は、前項の認可に準用する。

（許可の基準）

第十四条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十一条の二第一項及び第二十二条の七の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（許可の欠格条項）

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一 第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

- 三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可等についての意見等)

第七十一条 (略)

- 2 原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項若しくは第五十一条の十九第一項の規定による許可をし、又は第八条第一項、第十八条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定による認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

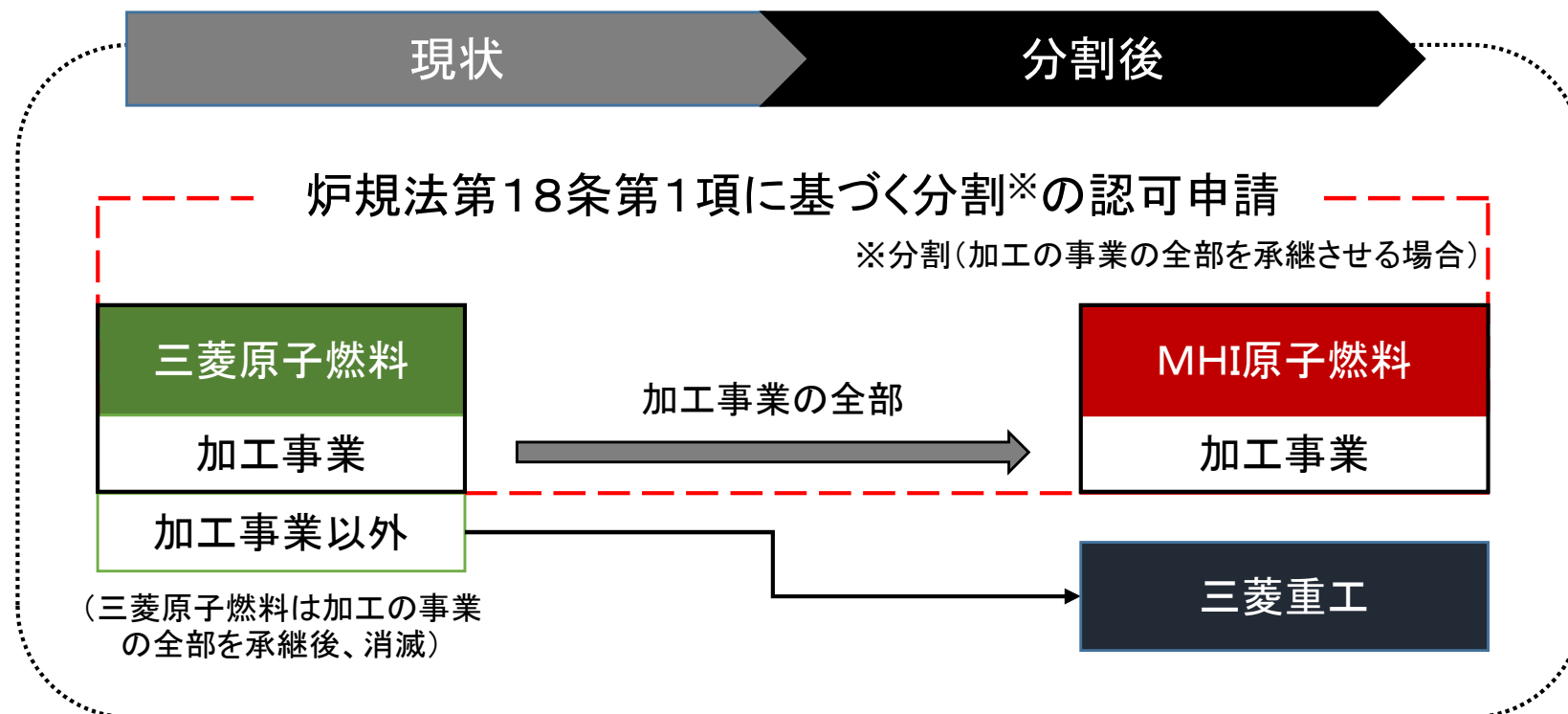
- 3～6 (略)

加工事業者である三菱原子燃料株式会社の MH I 原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の概要

原子力規制庁

※ 本資料は、審査結果の概要を分かりやすく表現することを目的としているため、技術的な厳密性よりもできる限り平易な記載としています。正確な審査内容及び審査結果については、審査書案をご参照ください。

審査の概要



(出典: 第467回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合資料(令和5年1月23日))

○法第18条第2項で準用する以下の基準への適合の確認結果の概要

- ・法第14条第1号(技術的能力) ⇒ 既許可の組織、体制等を維持し、現行と同様の技術者等が加工の事業に従事することを確認
- ・法第14条第2号(経理的基礎) ⇒ 資金計画、収支見積り、予定加工規模等から経理的基礎があることを確認
- ・法第14条第4号(品質管理の体制) ⇒ 既許可等から変更がないことを確認
- ・法第15条(許可の欠格条項) ⇒ 該当しないことを確認